

令和5年第1回知内町議会定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 令和5年3月10日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年3月10日（金） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和5年3月10日（金） 午前 9時56分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
3番	松井盛泰	8番	木村一
4番	城地秀樹	9番	谷口康之
5番	山田顕人	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 4番 城地秀樹 6番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	西野俊一
生活福祉課	長	高田正志
保健センター	長	(高田正志)
地域包括支援センター	長	笠松さおり
税務会計課	長	南一貴
産業振興課	長	三原知明
政策調整課	長	長谷川将之
建設水道課	長	佐藤和人
教育	長	堂下則昭
教育委員会事務局	長	森永茂
スポーツセンター	長	(森永茂)
知内高等学校	事務長	南和敏
学校給食センター	長	(森永茂)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	佐藤辰治
議事	係	高田貴明

令和5年第1回知内町議会定例会議事日程

(第3号)

令和5年3月10日(金) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4番、城地秀樹君、6番、吉田峰一君
第 2	委員会報告	令和5年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第 3	発委第 1号	知内町議会の個人情報の保護に関する条例に制定について
第 4	意見書案 第 1号	普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障 を求める意見書の提出について
第 5	議長発議	令和5年度常任委員会所管事務調査の実施について
第 6	議長発議	令和5年度委員会管外行政視察の実施について
第 7	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第 8	議長発議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和5年第1回知内町議会定例会の3日目にお集まりいただき、ご苦勞様です。今日もよろしくお願ひ致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。

本日、10日は休会の日ですが、予算審査特別委員会が予定より早く終了しましたので、会議規則第10条第3項の規定により会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、城地秀樹君及び6番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第2号 令和5年度予算審査特別委員会審査報告について
(委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、委員会報告第2号、『令和5年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

令和5年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、山田顕人君。

◎ 委 員 長 (山田顕人)

委員会報告第2号、令和5年度予算審査特別委員会報告について。

予算審査特別委員会に付託した令和5年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月10日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

令和5年度予算審査特別委員会審査報告書。

令和5年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和5年3月10日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、山田顕人。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第8号、知内町個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第29号、令和5年度知内町下水道事業会計予算についてまでの22議案は、記載のとおりでございます。

2、審査年月日、令和5年3月8日～9日(2日間)。3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議長を除く議員全員による。5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6、審査結果、付託された議案第8号から議案第29号までの22議案については、いずれも原案のとおり決定した。

7、審査意見

令和5年度における一般会計当初予算規模としては、前年度当初比で3億680万円増の45億2,050万円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比2億7,833万円増の46億7,936万円となっている。

また、特別会計においては、国民健康保険事業など3特別会計の合計で12億2,307万6千円、これに水道事業会計と下水道事業会計の5億4,850万8千円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比4億3,252万3千円増の62億9,208万4千円となっている。

歳出では、普通建設事業費における補助事業にあつては、令和4年度産地生産基盤パワーアップ事業の完了により、前年度当初比1億178万7千円減の1億5,058万4千円となり、単独事業については、知内高校長寿命化改修事業を当初予算で見込んだことにより、前年度当初比2億554万9千円増の3億9,887万3千円となった。

公債費は、前年度当初比228万9千円増の5億3,289万8千円で、増の要因としては、過疎対策事業債(国営土地改良事業ガイドライン分)等の償還開始によるものである。

歳入では、町税は、前年度決算見込額より1,728万9千円減の7億3,600万6千円と見込み、普通交付税は、前年度決算見込額より1億1,176万9千円減の17億6,200万円を当初予算に見込んでいる。

繰入金については、各種基金を目的に沿った事業への充当のほか、財源不足への対応として財政調整基金から1億8,200万円を繰入する予算としている。

審査過程において出された意見の中で、知内町公共交通会議設置条例が制定されたが、4月からは、民間の公共交通事業者のダイヤ改正・減便が実施され、10月には小谷石線が廃線となるため、交通弱者が生じないよう利用者のニーズに応えた新たなデマンドバスの運行体制を構築し、住民サービスの向上に努めて頂きたい。

認定こども園の委託事業として、国の無償化の対象にならない0歳から2歳までの全世帯に対し保育料が無償となるが、施設での保育を必要としない子どもがいる世帯に対しても、安心して子育てができるまちづくりを実現するための支援を充実させて頂きたい。

予防接種事業の中で带状疱疹予防接種は50歳以上の町民を対象に町から5割を助成するとはいえ、個人負担が1回1万円を越えており、町民の負担が大きいた為、町民の負担を国保負担の3割程度を上限とし、町民が接種しやすい環境づくりを検討して頂きたい。

気象の変化に伴う記録的な大雪が観測される中で、本町においても高齢者・独居世帯等の除排雪作業で多くの町民から課題が上がっている。有償ボランティアの高齢化等もある中で容易な事ではないが、地域住民が協働意識を高めた中での新たな除雪体制づくりの構築を図って頂きたい。

下水道事業会計は、令和5年度から健全で持続的なサービス向上を目的として、公営企業会計法の適用がはじまったが円滑な事業運営に向けて、専門的知見の体制づくりにより住民サービスの向上につながる効率・効果的な運営の推進を図られたい。

なお、予算の執行にあたっては、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、地域経済の活性化など最大減の効果に結び付くよう望むものである。

以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、委員会報告を終わります。

只今、委員長から報告がありました。委員長報告は、付託された22議案について、全て原案のとおり決定であります。これから、付託された22議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、採決を行います。

お諮りします。ただ今付託された22議案は、すべて原案のとおり決定でありますので、22議案の採決は議案第8号から、議案第29号までの22議案を一括採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

よって採決は、そのような取扱いを行います。

それでは、委員会に付託された議案第8号、『知内町個人情報保護法施行条例の制定について』から議案第29号、『令和5年度知内町下水道事業会計予算について』までの22議案について委員長の報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、22議案は、すべて可決されました。

● 発委第1号 知内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、発委第1号、『知内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、成澤五郎君。

◎ 委員長（成澤五郎）

発委の1ページ目でございます。

発委第1号、知内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

知内町議会の個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。

令和5年3月7日提出。

提出者、知内町議会運営委員会委員長、成澤五郎。

それでは、改正の内容を説明しますので、A4版2枚の議会説明資料をお開き下さい。

本条例制定の背景になりますが、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が個人情報の保護に関する法律に統合されました。そのことから、国の行政機関、地方公共団体の期間等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定されることになりました。しかしながら、地方公共団体の執行機関は、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定が直接適用されますが、議会は、適用の対象外となる為、引き続き議会における個人情報の保護を図る必要から条例を制定するものです。

本条例の主な内容になりますが、第1章、総論の第1条から第3条で「議会における個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする」と定めております。

第2章、個人情報の土地扱いとして、第4条から第16条で議会における個人情報の適正な取扱いについて定めております。

第3章、個人情報ファイルとして第17条で、「議会が保有している個人情報ファイルについてそれぞれのファイルの名称や利用目的等をまとめた個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない」と定めております。

第4章、開示、訂正及び利用停止について第18条から第46条で議会が保有する自己の個人情報について、開示、訂正及び利用停止等の請求ができる権利及びその請求の手続き等について定めております。

第5章、雑則として、第47条から第52条で、敵用除外となる規定、苦情処理、審議会への諮問、概要の公表、議長への委任等を定めております。

第6章、罰則として第53条から第57条で、議会の事務局員の職員による不当な個人情

報の取扱いに対する罰則や、不正な手段による開示請求に関する罰則について、定めております。

附則と致しまして、この条例の施行日は令和5年4月1日とする。

以上、発委第1号知内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものであります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、意見書案第1号、『普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

意見書案第1号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書。令和5年第1回定例会知内町議会、意見書案第1号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和5年3月7日提出。提出議員、五十嵐捷爾。賛成議員、成澤五郎、笠松悦子、山田顕人、城地秀樹、吉田峰一、木村一、谷口康之、各議員であります。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書。

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周囲の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。ここでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米軍基準値29倍のPFASが検出された。これは「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。よって、知内町議会は下記のことを強く要望する。

記、①学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。

②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと。

③普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月7日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、環境大臣、文化科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）。

以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上1件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 令和5年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『令和5年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮り致します。令和5年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することとし、調査内容については、議長と各常任委員会委員長に一任したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、令和5年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定致しました。

● 議長発議 令和5年度委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、『令和5年度委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮り致します。管外行政視察は、議会閉会中に行うこととし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と各委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、委員会の管外行政視察は、そのように行うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思っております。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。その都度議長において指名することに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第8、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第73条の規定によって、議会閉会中の議会運営委員会の開催の申出がなされておりますので、これを承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定致しました。

● 閉会宣言

◎ 議長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

それでは、これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前9時56分)